

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年3月20日
【会社名】	三井金属鉱業株式会社
【英訳名】	Mitsui Mining and Smelting Company, Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 仙田 貞雄
【本店の所在の場所】	東京都品川区大崎一丁目11番1号
【電話番号】	03 - 5437 - 8031
【事務連絡者氏名】	財務部会計課長 日向 勝久
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区大崎一丁目11番1号
【電話番号】	03 - 5437 - 8031
【事務連絡者氏名】	財務部会計課長 日向 勝久
【縦覧に供する場所】	三井金属鉱業株式会社 大阪支店 (大阪市中央区今橋四丁目1番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成26年3月20日開催の当社取締役会において、平成26年7月1日（予定）をもって当社のダイカスト事業を新設分割により設立する会社に承継（以下、「本新設分割」といいます。）させることを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の2の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

（1）新設分割の目的

当社は、昭和28年に昭和ダイカスト株式会社を設立して以来、非鉄素材の総合メーカーとして当社オリジナルのダイカスト合金や高性能な表面処理を開発し、お客様に提案してまいりました。また、金型の設計から鑄造、加工、表面処理まで自社内での一貫生産を特徴として、民生機器や自動車用部品など様々な分野に製品を供給してまいりました。

今後は新体制の下、更に経営の効率化と意思決定の迅速化を図るとともに、より精密に、より複雑形状に、より高性能にといったお客様のニーズに、当社の強みである高い技術力を活かし、迅速・的確に対応することで企業価値の増大を図ってまいります。

（2）新設分割の方法、新設分割に係る割当ての内容その他の新設分割計画の内容

新設分割の方法

当社を分割会社とし、新設する「三井金属ダイカスト株式会社」（以下、「新設会社」といいます。）を承継会社とする簡易新設分割であります。

（注）本新設分割は、会社法第805条の規定に基づく簡易新設分割の手続により、株主総会の決議による承認を得ずに行うものであります。

新設分割に係る割当ての内容

新設会社は、本新設分割に際して普通株式6,000株を発行し、当社に株式すべてを割り当て交付いたします。

その他の新設分割計画の内容

当社が平成26年3月20日の取締役会で承認した新設分割計画の内容は、「新設分割計画書」のとおりであります。

（3）新設分割に係る割り当ての内容の算定根拠

本新設分割は当社が単独で行う新設分割であり、本会社分割に際して発行される新設会社の株式は全て、新設分割会社である当社に割り当て交付されます。新設会社が当社に交付する株式の数につきましては、交付される株式の数いかによって当社の純資産に変動はありませんので、完全子会社となる新設会社の効率的な管理および新設会社の資本金の額等を考慮し、決定いたしました。

（4）新設分割設立会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	三井金属ダイカスト株式会社
本店の所在地	山梨県韮崎市大草町下條西割1200番地
代表者の氏名	代表取締役社長 野口 豊
資本金の額	300百万円
純資産の額	228百万円
総資産の額	5,490百万円
事業の内容	ダイカスト製品、粉末冶金製品、射出成型品、MIM品の製造販売業 自動車、電気機器、産業機械等に用いる各種加工品の製造加工組立業および販売業

（注）純資産および総資産は、平成25年3月31日現在の数値をもとに記載しております。

（5）新設分割計画は次のとおりであります

三井金属鉱業株式会社（以下、「甲」という。）は、甲の経営する事業のうちダイカスト事業（以下、「本件事業」という。）に関する権利義務を、分割により設立する三井金属ダイカスト株式会社（以下、「乙」という。）に承継させるため、以下のとおり新設分割（以下、「本件分割」という。）を計画する。

（乙の定款で定める事項）

第1条 乙の商号、目的、本店所在地、発行可能株式総数およびその他定款で定める事項は、別紙1「三井金属ダイカスト株式会社定款」記載のとおりとする。

（乙が本件分割により甲から承継する権利義務）

第2条 乙は、本件分割に際し、別紙2「承継権利義務明細表」記載のとおり資産、債務、雇用契約その他の権利義務を甲から承継する。

- 2 本件分割により甲から乙へ移転する権利義務から生じる債務については、その一切を甲が重畳的債務引受を行い連帯して負担する。

（乙が本件分割により交付する株式）

第3条 乙は、本件分割に際して普通株式6,000株を発行し、そのすべてを甲に交付する。

（乙の資本金および準備金の額に関する事項）

第4条 乙の設立の際における資本金および準備金等の額は、次のとおりとする。

（1）資本金

金300,000,000円

（2）資本準備金

乙が承継する資産の価額から乙が承継する負債の額および上記記載の資本金の額を控除した額

（効力発生日）

第5条 乙の設立の登記をすべき日（以下、「効力発生日」という。）は、平成26年7月1日とする。ただし、手続きその他の事由により必要な場合には、これを変更することができる。

（乙の設立時取締役、設立時代表取締役および設立時監査役）

第6条 乙の設立時取締役、設立時代表取締役および設立時監査役は次のとおりとする。

（1）設立時取締役

野口 豊

中澤 広幸

大久保 健司

川原 哲也

大島 敬

（2）設立時代表取締役

野口 豊

（3）設立時監査役

山本 光彦

- 2 乙の取締役の報酬額は月額5,000,000円以内、監査役の報酬額は月額1,000,000円以内とする。なお、取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。

（競業禁止義務）

第7条 甲は、本件分割の効力発生後においても、会社法第21条第1項に定める競業禁止義務を負わない。

（本件分割の条件変更等）

第8条 この計画を承認した日から第5条に定める効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により甲の財産状態または経営状態に重要な変動を生じたときは、甲は本件分割の条件を変更し、または本件分割を中止することができる。

（その他の事項）

第9条 本計画書に定めるもののほか、本件分割に関し必要な事項は、本件分割の趣旨に従い、甲がこれを決定することができる。

以上

平成26年 3月20日

東京都品川区大崎一丁目11番 1号
三井金属鉱業株式会社
代表取締役社長 仙田 貞雄

三井金属ダイカスト株式会社定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、三井金属ダイカスト株式会社を称し、英文ではMitsui Kinzoku Die-Casting Technology Co., LTD.と表示する。

(目的)

第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。

- (1) ダイカスト製品、粉末冶金製品、射出成型品、MIM品の製造販売業
- (2) 自動車、電気機器、産業機械等に用いる各種加工品の製造加工組立業
- (3) 自動車、電気機器、産業機械等に用いる各種部品の販売業
- (4) 金型の開発・設計・製造・加工および販売
- (5) 非鉄金属地金の製造・販売
- (6) 他の会社の地域涉外、人事労務管理、福利厚生、労働安全衛生管理および計算事務の業務受託
- (7) 資産管理、警備、清掃および賃貸業
- (8) 福利厚生施設の維持管理、経営代行
- (9) 情報処理サービス業
- (10) 前各号に付帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は本店を山梨県韮崎市に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役

(公告方法)

第5条 当社の公告は官報に掲載する。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は24,000株とする。

(株券の不発行)

第7条 当社は、当社の株式にかかる株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第8条 当社の株式の譲渡または取得については、取締役会の承認を要する。

2 株主に株式の割り当てを受ける権利を与えて募集株式の発行を行う場合には、会社法第199条第1項各号に掲げる募集事項および会社法第202条第1項各号に掲げる事項は、取締役会の決議によって定める。

(株主名簿記載事項の記載の請求)

第9条 当社の株式の取得者が株主の氏名等株主名簿記載事項を株主名簿に記載または記録することを請求するには、当社が指定する書式による請求書にその取得した株式の株主として株主名簿に記載もしくは記録された者またはその相続人その他の一般承継人と株式の取得者が署名または記名押印し、共同して行わなければならない。ただし、法務省令で定める場合は、株式取得者が単独で上記請求をすることができる。

(質権の登録および信託財産表示請求)

第10条 当社の発行する株式につき質権の登録、変更もしくは抹消または信託財産の表示もしくは抹消を請求は、当社が指定する書式による請求書を当事者が署名または記名押印して行わなければならない。

(株主の住所等の届出)

第11条 当社の株主および登録株式質権者またはそれらの法定代理人は、当社が指定する書式により、住所、氏名および印鑑を当社に届け出なければならない。

2 前項の届出事項を変更したときも同様とする。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集する。臨時株主総会は必要あるとき、随時招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(議長)

第14条 株主総会の議長は、社長がこれにあたる。社長がさしつかえあるときは、他の取締役がこれにあたる。

(決議)

第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めのある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第16条 当社の取締役は7名以内とする。

(選任)

第17条 取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2 取締役の選任決議については累積投票によらない。

(任期)

第18条 取締役の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠または増員として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期が満了するまでとする。

(役付取締役)

第19条 当社には社長1名を置く。必要あるときには、専務取締役および常務取締役を若干名置くことができる。

2 社長、専務取締役、常務取締役は、取締役会の決議によって取締役の中から選定する。

(代表取締役)

第20条 社長は代表取締役とする。必要あるときには、取締役会の決議によって専務取締役および常務取締役の中から代表取締役を選定できる。

(取締役会)

第19条 取締役会は、取締役をもって組織し、当社の業務執行を決定する。

(取締役会の招集および議長)

第20条 取締役会は社長が招集し、その議長となる。社長がさしつかえあるときは、他の取締役がこれにあたる。

2 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の2日前までに発する。ただし、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。

3 取締役および監査役的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。

(取締役会の決議方法)

- 第21条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。
2 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第5章 監査役

(員数)

- 第22条 当社の監査役は3名以内とする。

(選任)

- 第23条 監査役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

- 第24条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間と同一とする。

(監査役の権限)

- 第25条 監査役は、会計に関する事項のみについて監査する権限を有し、業務について監査する権限を有しない。

第6章 計算

(事業年度)

- 第26条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当)

- 第27条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。
2 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として、中間配当をすることができる

(配当金の除斥期間)

- 第28条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社は支払義務を免れる。

第7章 附則

(最初の事業年度)

- 第29条 当社の最初の事業年度は、会社設立の日から平成27年3月31日までとする。

(設立時取締役、設立時代代表取締役および設立時監査役)

- 第30条 当社の設立時取締役、設立時代代表取締役および設立時監査役は、次のとおりとする。

設立時取締役	野口 豊
設立時取締役	中澤 広幸
設立時取締役	大久保 健司
設立時取締役	川原 哲也
設立時取締役	大島 敬
設立時代代表取締役	野口 豊
設立時監査役	山本 光彦

承継権利義務明細表

本件分割の効力発生日において、乙が本件分割により甲から承継する権利義務については、法令上または契約上承継できないものを除き、次の定めとおりとし、これらの権利義務のうち資産および負債の額については、平成25年12月31日現在の貸借対照表を基礎とし、これに本件分割の効力発生日の前日までの増減を加味したうえで確定する。

1．承継する資産

本件分割の効力発生日時点において、本件事業に関して甲が有する一切の現金、預金、売掛金、製品、半製品、原材料およびその他流動資産。

本件分割の効力発生日時点において、本件事業に関して甲が有する製造設備等、但し、土地、建屋およびそれらに付属する構造物は承継資産には含まれない。

2．承継する負債

本件分割の効力発生日時点において、本件事業に関して甲が有する一切の買掛金、未払金、未払費用および退職給付引当金。

3．承継する雇用契約

本件分割の効力発生日時点におけるダイカスト事業部および総務部葦崎事務所に在籍するすべての従業員（契約社員を含む）との雇用契約。なお、甲における勤続年数は乙において通算する。

4．承継する雇用契約以外の契約上の地位等

本件分割の効力発生日時点におけるダイカスト事業部長名または総務部葦崎事務所長名で締結した契約、その他本件事業にかかわる一切の取引基本契約および関連する契約における契約上の地位ならびに契約に付随する権利義務。但し、土地、建屋およびそれらに付属する構造物の得喪に関する契約における契約上の地位ならびに契約に付随する権利義務は含まれない。

5．承継する知的財産権

本件分割の効力発生日時点において、本件事業に関して甲が有する一切の特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、ノウハウその他の知的財産権。

6．承継する許認可等

本件分割の効力発生日時点において、法令上承継可能な本件事業に属する一切の許認可、免許、承認、登録、届出等。但し、土地、建屋およびそれらに付属する構造物の所有に関するものは含まれない。

以上